

## インフルエンザワクチン 任意予防接種費用を助成します



市民生活部健康推進課  
☎22-0370

### ◆インフルエンザワクチン任意予防接種費用の助成とは

下記の「対象となる方」にインフルエンザワクチン予防接種の費用を助成するものです。

### ◆対象となる方は

予防接種日に、市内に住所を有し、令和3年3月31日現在で16歳から64歳までの方

### ◆助成額は

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 生活保護を受給している方 | 全 額 |
| (2) 16歳から18歳までの方 | 全 額 |
| (3) 19歳から64歳までの方 | 1千円 |

### ◆助成を受けるには

市から送付される助成券と健康保険証（生活保護を受給されている方は受給証）を指定医療機関に持参し、予防接種を受けてください。

指定医療機関については、助成券と一緒に通知します。

### ◆助成期間は

令和2年10月1日から令和3年1月30日まで

## ひとり親世帯へ臨時特別給付金（国給付） を給付します



市民生活部子育て支援課  
☎22-2360

### ◆ひとり親世帯への臨時特別給付金とは

下記の「対象となる方」に、児童数及び家計状況等に応じて国から給付するものです。

### ◆対象となる方は

次のいずれかに該当する方。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の受給者
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方）
- (3) 児童扶養手当の受給資格者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで減少した方

### ◆給付金額は

1世帯 5万円

#### 【給付金額に加算する額】

- ①第2子以降1人につき 3万円
- ②(1)及び(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出をした方  
1世帯 5万円

### ◆申請方法は

◇(1)に該当する方

申請は不要。7月下旬に児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

ただし、左記②の申出をする場合は、申請書類等を提出してください。

◇(2)及び(3)に該当する方

申請が必要となりますので、申請書類等を提出してください。

### ◆申請に必要なものは

申請書類、印鑑、振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し、本人確認書類、収入が大きく減少したことがわかる書類（給与明細など）

児童扶養手当の認定を受けていない方は、受給要件が確認できる戸籍謄本が必要となります。

※現況届の手続きをしている方には、申請書類を郵送します。

その他の方で、該当すると思われる方は、申請書類を各総合支所で受領いただくか、市ウェブサイトからダウンロードしてください。

### ◆申請期限は 令和3年2月28日まで

※給付金は非課税のため申告の必要はありません。